

## 地方独立行政法人大牟田市立病院定款

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、地域の医療機関及び市と連携して良質で高度な医療を提供することにより、もって住民の健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

#### (名称)

第2条 この地方独立行政法人の名称は、地方独立行政法人大牟田市立病院（以下「法人」という。）とする。

#### (設立団体)

第3条 法人の設立団体は、大牟田市とする。

#### (事務所の所在地)

第4条 法人の事務所の所在地は、大牟田市宝坂町2丁目19番地1とする。

#### (法人の種別)

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

### 第2章 役員及び職員

#### (役員)

第6条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事5人以内及び監事2人以内を置く。

#### (役員職務及び権限)

第7条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、法人を代表し、理事長が定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、理事長が定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

4 理事は、理事長があらかじめ定める順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

5 監事は、法人の業務の監査その他の法に規定する職務を行う。

(役員の内命)

第8条 理事長及び監事は、大牟田市長（以下「市長」という。）が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

(役員の内期)

第9条 理事長及び副理事長の内期は4年とし、理事の内期は2年とする。ただし、補欠の理事長、副理事長及び理事の内期は、前任者の残任期間とする。

2 監事の内期は、法第15条第2項の規定による期間とする。

3 役員は、再任されることができる。

(役員の内任)

第10条 市長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が法第16条の規定により役員となることができないうに該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 市長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があるとき。

3 前項に規定するもののほか、市長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため法人の業務の実績が悪化した場合であつて、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないと認めるときは、その役員を解任することができる。

4 理事長は、前2項の規定により、副理事長及び理事を解任したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(職員に関する事項)

第11条 職員は、理事長が任命する。

2 職員の職の種類、職務及び任命その他職員に関する事項については、法人の規程で定める。

### 第3章 理事会

(理事会の設置及び構成)

第12条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第13条 理事会は、理事長が必要と認めるときにこれを招集する。

- 2 理事長は、理事会の構成員（理事長を除く。）の3分の1以上の者又は監事から理事長に対して会議の目的である事項を記載した書面を付して理事会の招集の要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(理事会の議決事項)

第14条 次の各号に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 法の規定により市長の認可又は承認を受けなければならない事項
- (2) 年度計画に関する事項
- (3) 予算の作成及び決算に関する事項
- (4) 理事会が定める重要な予算の執行に関する事項
- (5) 診療科その他の法人における重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (6) 規程の制定又は改正若しくは廃止に関する事項（理事会が定める軽易なものを除く。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、理事会が定める重要事項

(理事会の議事)

第15条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、理事会を主宰する。
- 3 理事会は、理事会の構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第4章 業務の範囲及びその執行

(病院の設置)

第16条 法人が第1条の目的を達成するために設置し、運営する病院の名称及び所在地は、次に掲げるとおりとする。

名称	所在地
大牟田市立病院	大牟田市宝坂町2丁目19番地1

(業務の範囲)

第17条 法人は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- (3) 医療に関する従事者の研修を行うこと。
- (4) 医療に関する地域への支援を行うこと。
- (5) 人間ドック、健康診断等の予防医療を提供すること。
- (6) 災害時における医療救護を行うこと。
- (7) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第18条 法人の業務の執行に関する事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

## 第5章 資本金、出資及び資産

(資本金等)

第19条 法人の資本金は、法第66条の2第1項の規定により大牟田市から法人に対し出資されたものとされる金額とする。

2 大牟田市からの出資に係る財産のうち土地及び建物については、別表に掲げるものとする。

## 第6章 雑則

(公告の方法)

第20条 法人の公告は、法人の掲示場に掲示して行う。

(残余財産の帰属)

第21条 法人が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産は、大牟田市に帰属する。

(規程への委任)

第22条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程に定めるところによる。

付 則

この定款は、法人の成立の日（平成22年4月1日）から施行する。

別表（第19条関係）

土地

所在地	面積（㎡）
大牟田市正山町79番	1,098.40
大牟田市原山町10番1	1,299.47
大牟田市原山町10番5	295.94
大牟田市原山町10番6	126.98
大牟田市原山町10番7	162.12
大牟田市原山町13番4	10,167.27
大牟田市宝坂町1丁目18番2	335.75
大牟田市宝坂町1丁目19番2	40.06
大牟田市宝坂町1丁目19番4	330.92
大牟田市宝坂町1丁目66番3	611.41
大牟田市宝坂町1丁目71番1及び72番2	593.96
大牟田市宝坂町1丁目71番2	377.80
大牟田市宝坂町2丁目19番1	17,726.49

建物

施設名	所在地	延べ床面積（㎡）
病院	大牟田市宝坂町2丁目19番地1	25,174.25
医師住宅	大牟田市原山町10番地1	1,063.36

付 則

この定款は、平成30年4月1日から施行する。